

令和 6 年 9 月 20 日

地区連合町内会長 各位

港北区交通安全対策協議会会長
港 北 区 長 竹 下 幸 紀

令和 6 年度港北区交通安全功労者の推薦について（依頼）

日頃より、区政への御理解・御協力、並びに交通安全対策に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、港北区交通安全対策協議会では、交通道德の普及及び高揚のため、交通安全の推進に功績のあった個人または団体の表彰を行っております。

今年度も、別紙の「港北区交通安全対策協議会表彰規程」及び「港北区交通安全対策協議会表彰細則」に基づいて表彰を行います。

つきましては、貴連合町内会から功労者の御推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

- | | |
|------------|--|
| 1 表彰推薦者数 | 1 名または 1 団体 |
| 2 提出物 | 推薦書（個人・団体により様式が異なります） |
| 3 推薦書提出期限 | 令和 6 年 10 月 22 日（火） |
| 4 提出先 | 港北区役所地域振興課地域活動係 |
| 郵送の場合 | 〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1 |
| E-Mail の場合 | ko-chishin@city.yokohama.jp |
| 5 表彰式（予定） | 12 月 6 日（金）午後 3 時から 港北公会堂ホール
「港北区安全・安心のつどい」において表彰予定 |

※港北区交通安全功労者の推薦は、既に区長表彰、市長表彰、県知事表彰を受賞した方は対象外になりますので、別紙「過去の交通表彰受賞者（個人・団体）」の表彰者一覧に名前のない方・団体（区長表彰、市長表彰、県知事表彰のいずれも受賞したことのない方・団体）を推薦していただきますようお願いいたします。

※おおむね 3 年以上交通安全活動に従事し、現在も活動を行っている個人または団体の御推薦をお願いします。

担当 港北区役所地域振興課 小松・毛呂・東

TEL : 5 4 0 - 2 2 3 5

FAX : 5 4 0 - 2 2 4 5

【様式1-1】

推薦書（個人）

港 北 区 長

推薦者名 _____

交通安全功労者として次のとおり推薦します。

ふりがな			男	生年	明治	年	月	年齢	歳	
氏名			女	月日	大正	日				
					昭和					
					平成					
住所	〒			職業又は		交通安全関係の役職				
	電話			等						
功 労 の 概 要										
表 彰 歴	表彰区分	表彰年月日			表彰内容					
		昭和	年	月	日					
		平成	年	月	日					
		令和	年	月	日					
		昭和	年	月	日					
		平成	年	月	日					
		令和	年	月	日					

【様式1-2】

推薦書（団体）

港 北 区 長

推薦者名 _____

交通安全功労者として次のとおり推薦します。

ふりがな		設立年 (結成)	明・大・昭・平 年 月 日
団体の名称			
所在地	電話		
ふりがな			〒
代表者氏名		代表者 住所	電話
功 労 の 概 要			

記入例

推薦書（個人）

港北区长

交通安全

表彰状作成のため、正確にご記入ください。
 (漢字が外字の場合は別添で提出お願いします。)

署名

ふりがな	よこはま	たろう	男	生年	大正	〇年〇月〇日	年齢	〇 歳
氏名	横浜	太郎	女	月日	昭和			
住所	〒 横 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇					職	〇〇区交通指導員	
功 勞 の 概 要	例 被推薦者は、交通安全に深い理解と関心を示し、平成〇年より現在まで、〇〇区交通指導員として、地域の交通安全活動を行っている。 各季の交通安全運動では、キャンペーンに積極的に参加し、平成〇年からは〇〇の活動に取り組んでいる。 その行動力だけではなく人格等について、地域の信望が厚い。							
表彰歴	表彰区分	表彰年月日	表彰内容					
		昭和 平成 令和	〇年 〇月 〇日					
		昭和 平成 令和		交通安全に係る他の受賞歴があればご記入ください。				
		昭和 平成 令和	年 月 日					

推薦書（団体）

港 北 区 長

推薦者名 _____

交通安全功労者として表彰された団体

ふりがな	株式	<p>※表彰状作成のため、正式名称を正確にご記入ください。 (漢字が外字の場合は別添で提出お願いします。)</p>		昭平
団体の名称	株			〇月〇日
所在地	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 横浜市中区港町1-1 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇			<p>※表彰決定後、通知文を事務局から出す宛先となります。団体の所在地と同じ場合は「同上」と記入をお願いします。</p>
ふりがな	よこはま	たろう	代表者住所	
代表者氏名	横浜	太郎		
功 勞 の 概 要	<p>例</p> <p>株式会社ヨコハマは、例年行われる交通安全運動の期間中、事務所内にPRポスターを掲示するほか、各支店や周囲の会社にもポスターの掲示を積極的に依頼しており、地域の交通安全運動の啓発活動に取り組んでいる。</p> <p>また、交通安全運動期間中を中心に、老人会、町内会などとも協力してイベントや講演会に参加し、交通事故防止に努めている。</p>			
	<p>被推薦者のこれまでの交通安全にかかわる活動内容について、 具体的にご記入ください。</p>			

港北区交通安全対策協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、交通道德の普及及び高揚のため、交通安全の推進に功績のあった個人又は団体を表彰することを目的とする。

(表彰方法)

第2条 表彰は、港北区交通安全対策協議会（以下会長という。）が行うものとし、表彰状及び記念品を授与するものとする。また、表彰に当たっては「交通安全大会」において行う。

(表彰基準)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当するもので、その業績又は功労が特に顕著で他の範とするものに対し行う。

- (1) 地域における交通安全指導、交通安全教育等に尽力し、多大な成果をあげたもの。（交通指導・安全教育）
- (2) 交通器資材の整備又は道路の清掃等に尽力し、交通安全の環境づくりに寄与したもの。（環境整備）
- (3) 資材、物品、施設等を寄付し、交通安全推進に寄与したもの。（寄付）
- (4) その他交通安全推進に寄与したもの。（その他）

(推薦及び決定方法)

第4条 推薦に当たっては、港北区交通安全対策協議会委員が会長に推薦し、会長がこれを決定するものとする。

(表彰事務)

第5条 本表彰に係る事務は、港北区役所総務部地域振興課が行う。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は昭和45年9月26日から施行する。

附 則

この規程は平成6年8月1日から施行する。（一部改正）

港北区交通安全対策協議会表彰細則

港北区交通安全対策協議会表彰規程（以下「規程」という。）に基づく表彰の実施については、この細則の定めるところによる。

第1条 規程第3条に定める対象者は、次の基準に該当する個人又は団体とする。

- (1) 第1号、第2号及び第4号については、その活動が長期にわたって常時又は定期的に継続されているもの。
- (2) 第3号については、原則として、表彰を受ける前年度若しくは前々年度に行われたもの。

第2条 過去に本表彰を受けたものは、規程第3条に定める対象者となることできない。

第3条 規程第4条に定める推薦方法は、次のとおりとする。

- (1) 推薦は、本協議会委員である各地区連合町内会長及び港北交通安全協会長を通じて行うものとする。ただし、その他会長において特に表彰の必要があると認めた者（又は団体）については、会長が推薦するものとする。
- (2) 推薦に当たっては、推薦書（様式1-1、1-2）により推薦するものとする。

第4条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この細則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年9月5日から施行する。